

質問番号	質問区分		質問内容	回答
1	募集要項	p.2	<b>3 参加資格 (8)</b> 共同事業体の結成に係る協定書の様式について、宮城県の様式を使用してよいか。仙台市ホームページには工事に係る様式のみ掲載されているが、業務委託に係る指定様式はあるか。	お見込みのとおり。共同事業体結成に係る協定書について、業務委託に係る本市の指定様式はありませんので、任意様式を使用していただいて差し支えありません。
2	募集要項	p.4	<b>6 参加表明書等及び企画提案書等の提出 (4)【参加表明書関係】①</b> 「必須書類」の様式第1号「参加表明書兼誓約書」及び「法人又は団体概要が分かる資料（パンフレット等）」は、共同事業体で参加する場合、代表構成員のみの提出でよいか。又は、構成員それぞれで提出が必要か。	共同事業体で参加いただく場合、様式第1号「参加表明書兼誓約書」は、当該共同事業体として提出してください。この場合、「参加表明者」及び「本件に関する連絡先」の項目には、代表構成員の情報を記載してください。 「法人又は団体概要が分かる資料（パンフレット等）」については、構成員全員分の提出をお願いします。
3	募集要項	p.4	<b>6 参加表明書等及び企画提案書等の提出 (4)【参加表明書関係】③</b> 「追加書類（仙台市競争入札参加者名簿に登録されていない場合）」について、共同事業体で参加する場合、構成員の全員が仙台市競争入札参加者名簿に登録されているときは、提出不要でよいか。	お見込みのとおり。募集要項6(5)アのとおり、6(4)③に掲げる追加書類は、仙台市競争入札参加者名簿に登録されていない者が提出するものです。共同事業体として参加いただく場合には、同名簿に登録されていない構成員分を提出いただくこととしておりますので、構成員すべてが同名簿に登録されている場合は提出不要です。
4	募集要項	p.5	<b>7 企画提案書等の作成方法 (1)②記載内容</b> ケ「シミュレーション分析」及びコ「シミュレーション実施、課題抽出・対応策検討・効果検証」について、「シミュレーション分析を行い」とあるため、企画提案段階でシミュレーション及び分析を実施するように読める。一方、評価基準票「2 評価項目及び配点」の8及び9では、「考え方が適切か」とされている。このことから、企画提案書では、考え方を提案するものであり、シミュレーションの実施及びその結果を求めるものではないという理解でよいか。	募集要項7(1)②ケでは、「シミュレーション分析を行い、分析の結果から津波避難に係る課題や対応の方向性等を検討、整理するための考え方及び手法について記載すること。」としており、同コでは、「津波避難行動に係るシミュレーションを実施し、その結果を整理するとともに、避難行動上の課題を抽出する考え方」等を記載することとしています。いずれも、企画提案書において記載を求める内容を「考え方」及び「手法」として示しており、企画提案段階でシミュレーションを実施し、その結果を提出することを求めるものではありません。
5	募集要項	p.7	<b>9 受託候補者の特定（プレゼンテーション審査）</b> 審査委員会（プレゼンテーション審査）への出席者について、人数制限はあるか。	出席者の人数制限は設けておりません。ただし、会場の規模等の都合上、プレゼンテーションに必要な方のみ入室いただくようお願いいたします。なお、出席者が著しく多い場合は、出席者数の調整をお願いする場合があります。
6	募集要項	p.8	<b>9 受託候補者の特定（プレゼンテーション審査） (2)④イ</b> 「プレゼンテーション審査に使用する機器、資料その他必要な物品は、提案者において用意すること。」について、審査委員分の企画提案書についても、事前の提出物とは別に提案者側で準備する必要があるか。	審査委員は、募集要項6(4)に基づき提出いただく企画提案書（正本1部、副本5部）及び6(5)オに規定する電子データを参照します。そのため、これとは別に、審査委員分の企画提案書を印刷してご準備いただく必要はありません。
7	募集要項	様式	<b>(様式第2号) 共同事業体結成に係る届出書</b> 「※共同事業体が受託候補者となった場合には、別途協定書等、結成に係る書類の提出を求められることがあります。」とあるが、協定書等について仙台市の指定様式はあるか。又は、任意様式で差し支えないか。指定様式の場合は、該当の様式を示してほしい。	共同事業体結成に係る協定書について、業務委託に係る本市の指定様式はありませんので、任意様式を使用していただいて差し支えありません。
8	募集要項	様式	<b>(様式第4号) 企画提案書等提出書</b> 共同事業体で参加する場合、「企画等提案者」及び「本件に関する連絡先」の項目は、共同事業体の代表構成員の情報を記載することでよいか。	お見込みのとおり。いずれも、代表構成員の情報を記載してください。
9	仕様書	p.2	<b>第5条 (対象区域)</b> 対象範囲について、対象は仙台市内の津波浸水範囲とあるが、他市町村からの流入又は他市町村への流出を考慮する必要があるか。	仕様書第5条のとおり、本業務の対象区域は、本市域のうち、宮城県津波浸水想定における浸水想定区域及び当該区域からの避難に関係する周辺区域とし、周辺区域には本市域外の区域も含むものとしています。そのため、他市町村からの流入又は他市町村への流出についても、避難経路、避難先その他シミュレーションの実施に当たり必要な範囲で考慮することを想定しています。

質問番号	質問区分		質問内容	回答
10	仕様書	p.2	<b>第5条（対象区域） 2</b> 仕様書第5条第2項において、「前項に規定する周辺区域には、本市域外の区域も含むものとし、避難経路、避難先その他シミュレーションの実施に当たり必要な範囲を対象とする。」とあるが、近隣市に関する諸情報の提供については、仕様書第7条(2)ウの質問と同様、仙台市から情報提供依頼を行ってもらえるか。	仕様書第7条(2)ウのとおり、本業務に必要な資料については、受注者が発注者及び関係機関等から収集することから、近隣市その他関係機関が保有する資料が必要となる場合においても、主として受注者が情報提供依頼を行うこととなります。
11	仕様書	p.3	<b>第7条（業務内容） (2)ア（ア）</b> 「過年度の条件等を参考としつつ」と記載があるが、過年度の条件等の閲覧・借用・貸与が可能か。	募集要項1「目的」に参考資料として記載しているURLから、「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」（平成25年3月）を閲覧いただけます。同資料において、過年度の津波避難行動シミュレーションの条件等を記載しておりますので、ご参照ください。
12	仕様書	p.3	<b>第7条（業務内容） (2)ウ</b> 仕様書第7条(2)ウに例示されている（ア）から（オ）の資料については、仙台市から受領できるとの認識でよいか。また、関係機関に対して資料提供を依頼するに当たり、仙台市から提供依頼を行うのか。	仕様書第7条(2)ウのとおり、本業務に必要な資料については、受注者が発注者及び関係機関等から収集することとなります。
13	仕様書	p.3	<b>第7条（業務内容） (2)ウ</b> 仕様書第7条(2)ウにおいて、収集整理する資料の対象に住民、来訪者等に関する資料が含まれているが、シミュレーションに来訪者等を考慮することを想定しているか。また、仙台市から来訪者に関する資料を提供いただくことは可能か。	仕様書第7条(2)オ（ウ）のとおり、住民に限らず、海岸公園・集客施設等の観光客等を含む施設利用者等を避難者として想定しています。 仕様書第7条(2)ウのとおり、本業務に必要な資料については、受注者が発注者及び関係機関等から収集することとなり、特に人流データについては、受注者が提案し、発注者と協議の上、用意するものとしています。
14	仕様書	p.3	<b>第7条（業務内容） (2)エ</b> 仕様書第7条(2)エに「避難開始地点の種類及び配置」とあるが、何に関する配置であるか。	避難開始地点の種類及び配置とは、シミュレーションにおいて避難者の発生地点又は避難開始地点をどのように設定するかに関するものです。例えば、住宅地、事業所、集客施設、海岸公園、道路上の通行者等、避難者の種類に応じて、どの地点から避難を開始するものとして取り扱うかを整理する必要があります。
15	仕様書	p.3	<b>第7条（業務内容） (2)エ</b> 仕様書第7条(2)エに「対象道路の選定」とあるが、これは本シミュレーションにのみ適用される道路という意味か。それとも、仙台市として公的に指定する避難時の利用道路という意味か。また、「避難経路選択の考え方」との差異は何か。	「対象道路の選定」は、本シミュレーションにおいて道路ネットワークとして取り扱う道路を選定することを意味するものであり、本市として公的に避難時の利用道路を指定する趣旨ではありません。一方、「避難経路選択の考え方」は、シミュレーション上、避難者がどのような考え方に基づき避難経路を選択するものとして取り扱うかを整理するものです。
16	仕様書	p.3	<b>第7条（業務内容） (2)エ</b> 仕様書第7条(2)エに「信号制御の考え方」とあるが、信号制御は警察の所管であると考え。警察本部に対するヒアリング調査等を実施することは可能か。また、仕様書第7条(2)ウに関する質問と同様、仙台市から情報提供依頼を行ってもらえるか。	「信号制御の考え方」は、交通シミュレーションソフトを用いてシミュレーションを実施するに当たり、信号の状況を設定する必要があることから、前提条件の例示として示しているものです。受注者が、交通シミュレーションソフトの前提条件の設定に当たり、警察本部等へのヒアリング調査等が本業務の実施上必要と考える場合には、調査の目的、内容及び必要性等を整理した上で、発注者と協議してください。 なお、仕様書第7条(2)ウのとおり、本業務に必要な資料については、受注者が発注者及び関係機関等から収集することとなります。
17	仕様書	p.3	<b>第7条（業務内容） (2)エ</b> 仕様書第7条(2)エの前提条件として「信号制御の考え方」とあるが、地震によりすべての信号が消灯している状況を想定してよいか。	当該条件については、受注者が発注者と協議の上で整理するものしていることから、シミュレーション上、信号制御をどのように取り扱うことが適切か検討いただいた結果として、地震によりすべての信号が消灯している状況を想定ケースとしてご提案いただくことは差し支えありません。
18	仕様書	p.4	<b>第7条（業務内容） (1)カ</b> 仕様書第7条(1)カに「受注者は、部会の各委員に対し、部会への出席1回当たり11,900円を謝礼として支払うものとし、当該支払に係る源泉徴収事務を行うものとする」とあるが、源泉徴収事務とは具体的にどのような処理が発生するか。	所得税等の源泉徴収、税務署への納付など、法令等に基づき必要となる源泉徴収に係る事務の一切を示しています。詳しくは、国税庁のホームページ等をご参照ください。

質問番号	質問区分		質問内容	回答
19	仕様書	p.4	<b>第7条（業務内容）（2）キ</b> 仕様書第7条(2)キにある「適切に表現できる」とは、どのようなことを示せばよいか。例えば、学会等で示される基準を満たしているといったことを示すことで、「適切に表現できる」といってよいか。	当該箇所における「適切に表現できる」とは、本業務の目的及び検証内容に照らし、車両や歩行者等の挙動や避難行動上考慮すべき状況等を、シミュレーション上合理的に表現できることを想定しています。なお、具体的学会等又は学会等で示される基準のみをもって一律に判断するものではありません。
20	仕様書	p.5	<b>第7条（業務内容）（2）サ</b> 対応策を反映したシミュレーションの実施回数又は対策ケース数は、何回程度を想定しているか。また、対策ケース数も提案事項となるか。	対応策を反映したシミュレーションの実施回数又は対策ケース数については、企画提案の内容に加え、シミュレーション結果により把握される避難行動上の課題等を踏まえ、発注者と受注者が協議の上、設定することを想定しています。
21	仕様書	p.5	<b>第8条（成果物） 5</b> 本仕様書を見る限り、シミュレータ自体の納品は不要と認識しているが、相違ないか。また、納品が必要な場合に必要な付属資料の指定はあるか。	成果物については仕様書第8条に定めるとおりであり、受注者が使用する交通シミュレーションソフトウェア又はサービス等の本体、ライセンス、実行環境そのものを納品いただくことは想定していません。
22	仕様書	p.6	<b>第8条（成果物） 5</b> 「発注者が別途実施又は委託する市民周知啓発その他関連業務」は、本業務と並行して実施されるのか。実施時期を教えてください。	令和9年度中の実施を想定していますが、現時点で詳細は未定です。
23	仕様書	p.6	<b>第8条（成果物） 5</b> 「映像化、3D化又はその他のソフトウェア等への受渡しに当たり」において想定されているデータ形式、座標系等の指定があれば教えてください。	現時点では、令和9年度中の実施を想定している市民周知啓発業務等の詳細な内容が未定であることから、データ形式や座標系等についても、具体的にお示しすることはできません。使用する交通シミュレーションソフト等の仕様や今後の関連業務等の内容を踏まえ、発注者と受注者が協議の上、決定することを想定しています。
24	仕様書	p.6	<b>第8条（成果物） 5</b> 「本業務の成果物を映像化、3D化その他の方法により活用できるよう、発注者の求めに応じ、成果物に係るデータの整理、形式等を含む受渡し方法の調整、内容の説明その他必要な協力を行うものとする。」と記載があるが、3D化に当たっては、道路データの作り込みなどが必要になるため、事前に対象地点や対象範囲を協議し、指定することは可能か。	本業務の成果物の映像化、3D化等による活用については、仕様書第8条第5項のとおり、令和9年度中の実施を想定している市民周知啓発業務等において実施することを想定しています。3D化等の対象地点や対象範囲については、本業務におけるシミュレーション結果や当該市民周知啓発業務等の内容を踏まえて検討するものであるため、現時点で具体的にお示しすることはできません。
25	仕様書	p.5 p.8	<b>第8条（成果物）（1）、第15条（権利の帰属）</b> 仕様書第8条(1)に納品物として入力データ一式等の記載があり、第15条には、「受注者が従前から保有する知的財産権を除き、発注者に帰属する」とある。このことから、本業務で使用するソフトウェア又はプログラムは、納品物に含まないという理解でよいか。	お見込みのとおり。成果物については仕様書第8条に定めるとおりであり、受注者が使用する交通シミュレーションソフトウェアそのものは納品物に含まれません。
26	仕様書	p.6	<b>第9条（打合せ等） 3、4</b> 仕様書第9条第3項及び第4項について、打合せ及び関係各課職員又は有識者等との打合せにおいて、発注者と協議の上、発注者が認める場合には、オンライン会議による参加は可能であるという理解でよいか。	お見込みのとおり。仕様書第9条第3項のとおり、打合せは対面により実施することを原則としますが、発注者が認める場合に限り、例外的にオンライン会議により実施（参加）することができます。
27	その他		仙台市から提供されるデータについて、現時点で想定されているデータ種別（人流、GIS、住民基本、統計データ等）、対象範囲（エリア・対象者）、対象期間について、可能な範囲で示してほしい。	本市が提供するかどうかに関わらず、業務の対象範囲については仕様書第5条、現時点で想定される資料については第7条(2)ウに記載のとおりです。なお、各資料の対象時点又は対象期間については、資料の種類により異なること等が想定されることから、現時点で一律にお示しすることはできません。
28	その他		本業務における避難行動シミュレーションの実施に当たり、分析・モデル構築に使用するデータは、仙台市から提供されるものを前提としてよいか。受注者側で別途データを調達又は購入する必要がある場合、その範囲を示してほしい。	本市が保有し、本業務の実施に必要なと認められる資料については、必要に応じて貸与又は提供することを想定しています。ただし、本業務に必要なとなるデータのすべてを本市から提供することを前提とするものではありません。なお、受注者が収集整理する必要のある資料については、仕様書第7条(2)ウに記載のとおりです。

質問番号	質問区分	質問内容	回答
29	その他	シミュレーションに用いる道路ネットワークの粒度について、シミュレーションの対象とする道路ネットワークはどの程度の粒度を想定しているか。主要道のほか、細街路はどの程度までシミュレーションで表現する必要があるか。	道路ネットワークの粒度について、現時点で一律の基準を指定するものではありませんが、本業務の目的を踏まえ、実態に即した避難行動を適切に表現できるよう検討してください。
30	その他	仕様書に記載のある業務範囲に加え、受注者から付加的な提案（+α提案）を行うことは可能か。可能な場合、仙台市として特に期待する領域や方向性を参考までに示してほしい。	付加的な提案を行うことは可能です。募集要項7(1)②サにおいて、仕様書に記載する事項のほか、本市にとって有益と考えられる提案がある場合は、その内容及び効果を記載することとしています。なお、特定の領域や方向性等を本市から指定するものではありませんので、本業務の目的を踏まえ、提案者において有益と考える内容を提案してください。
31	その他	本業務を通じて得られた知見・ノウハウ等について、受注者側における他業務への応用や類似事業での再利用（個人情報・機微情報を除く。）は可能か。可能な場合、その条件（事前承諾の要否、加工・匿名化の前提など）を示してほしい。	仕様書第13条のとおり、受注者は、本業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、発注者の承諾なく、成果物その他本業務により得られた情報を公表し、又は本業務以外の目的に使用してはならないこととしています。 なお、当然ながら、受注者の担当者が本業務の履行を通じて一般的に習得した知見、技術的ノウハウ、業務遂行上の経験等について、本業務の成果物、秘密情報、個人情報、位置情報、第三者が権利を有する情報等を用いない範囲で、他業務に活用することまでを制限するものではありません。